

☆ご意見ご要望・生活相談は
くつざわ幸子
34-0644
☆「こんにちには」発行募金をお寄せ下さい。



町民のみなさんは議会の対応をどう考えますか？

102の自治体が意見書

上里町の6月定例議会の最終日（10日）日本共産党のくつざわ幸子は、新井實議員・仲井静子議員の賛同を得て二つの意見書を提出しました。

しかし、質疑も討論もなく提出者・賛同者3名の他に、公明党議員を含む全ての議員が反対をしたため、意見書の提出は出来ませんでした。

全国では、6月21日までの102の市町村議会が、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使



使容認に「反対」の意見書を可決し、慎重審議、慎重対応を求める意見書も12議会から上がっています。

一内閣の考えで

戦争する国に！

戦後、国会の議論の中で、歴代自民党政権は一貫して、「憲法9条の下では集団的自衛権の行使は許されない」と解釈してきました。この積み上げてきた解釈を、安倍首相は与党だけの密室協議で、一内閣の閣議決定で「海外で戦争する国」へ「他国民の命を奪う道」へ転換しようというのです。憲法に縛られるべき政府が、解釈を自分の都合よく変えてしまうのでは、立憲

主義の否定です。

「集団的自衛権の行使」は、武力行使をしない。戦闘地域に行かない。という二つの歯止めをなくすことです。他国の戦争に参加すれば、兵たん活動であっても相手側の攻撃を招き、武力行使戦争に発展します。

※アフガニスタン報復戦争では、平和維持や復興支援を目的に派兵したドイツは55人、NATO諸国（北大西洋条約機構）は集団的自衛権の発動として戦闘行為ではない兵たん活動を行い、21カ国1032人もの犠牲者を出しています。自衛隊員が命を奪い奪われることになるのです。

集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する意見書

安倍政権が進めようとする憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に、国民の多くが「戦争に巻き込まれるのではないか」等の不安を感じています。これまで歴代政府は、憲法第9条において認められる自衛権の発動としての武力行使については、我が国に対する急迫不正の侵害があること、その場合にこれを排除するためほかに適当な手段がないこと、必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、という3要件に該当する場合に限られるとしています。他国の為に武力を行使出来るようにすることは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。憲法改正の手続きを省いたまま、一内閣による解釈の変更で武力行使が容認されるなら、解釈によって活動範囲も際限なく広がり、海外での武力行使につながりかねません。

戦争と武力紛争が絶えることのない今日の国際社会において、平和憲法を持つ日本国民が世界の人々とともに、平和に生きる権利の実現を目指すことこそが重要です。恒久平和主義は国民主権・基本的人権の尊重とともに、憲法の基本原理であり、時々の政府の意向や国会の判断で解釈を変更することは立憲主義に反するものであり許されません。よって、集団的自衛権の行使に関する確立した解釈の変更と、集団的自衛権の行使を容認しようとする国家安全保障基本法案に強く反対し、以下のことを求めます。

- 1 憲法解釈による集団的自衛権の行使を行わないこと。
- 2 日本国憲法第9条を生かすこと。



「労働者派遣法改正(改悪)に反対」の意見書も否決!

働いても安心して暮らせない社会!

「正社員ゼロ・残業代ゼロ」の労働に希望なし!

労働者派遣法改正に反対する意見書

安倍政権は、企業が世界で一番活動しやすい国づくりを目指し、労働者派遣制度の改正を提案しています。この内容は、労働者派遣法が持っている常用代替防止の原則の廃止、派遣受け入れは一時的・臨時的業務に限定という原則をとりはずすし、自由化業務の規制を緩和する内容です。改正されれば、企業は正社員を減らし、労働コストの引き下げと景気の調整弁として使い捨てできる派遣の導入が急速に進み、日本の雇用不安がさらに深刻化しかねません。

国際的にも日本の長時間労働は突出し、女性の就業を阻むと同時に少子化要因の1つでもあります。長時間労働の是正と人間らしく働くルールづくりこそ優先すべき課題です。国においては、派遣労働を拡大する労働法制の規制緩和をやめ、ブラック企業の根絶、「過労死」や「過労自殺」をなくして、労働者保護を柱とする派遣法の抜本改正で、労働者が安定的な雇用のもとで安心して働くことができる環境を整備することを目指すよう下記のことを強く要望します。



- 1 「残業代ゼロ」の労働を広げないこと
- 2 人間らしく働くため、時間外労働の上限を決めること
- 3 国は「サービス残業」に対する調査・研究と総合的な対策を行うこと
- 4 派遣労働は臨時的・一時的業務に限定し、正社員化をすすめること

国会終了後、議員に伺ったところ、反対の理由について「解るけど、国が議しているから、個人として「集団的自衛権の行使には反対だ」と上るのとは別だ。」「とのことでした。」「国が議論しているから、議員が町民の思いや声を念頭に判断し、国会に対し上り町議会としての意見を出すのです。」「国にお任せや多数に合わせるのなから、地方議員の存在意義はどうなのでしょうか?

なぜ否決!

安倍政権の「労働者派遣法の改正」は実際には「改悪」であり、昨年7月以降、5月末までに197の道府県議会・市町村議会から意見書が上がっています。労働者派遣法は、常用雇代替禁止の現法律をなくすことで、正規職員を派遣に置き換えることができ、派遣労働者は生涯派遣で働かされ、不安定雇用が今以上に増大することになります。

見直しの
どこが問題?

○派遣先単位の期間制限
↓一部の例外を除き、同一の事業所において3年を超

えて継続して派遣労働者を受け入れてはならない。(3年経てば別の派遣先を紹介されます。同じ事業所でも配置を変えれば働ける為、3年ごとの配置換えで一生涯派遣で働くことになり(まず)

○限定正社員制度↓勤務地や仕事内容を限定した社員を増やし、会社が勤務地や仕事内容を廃止した場合、簡単に解雇できる仕組みづくり(本来の正社員の場合、会社は新たな勤務地や仕事を提供する義務を負っている)

○労働時間規制を外す↓労働時間ではなく成果で処遇することとする。対象者を年収1000万円以上で、仕事の範囲が明確で職業能

	2007年	2011年
ドイツ	1,340	1,330
オランダ	1,340	1,336
フランス	1,401	1,394
ベルギー	1,454	1,446
デンマーク	1,545	1,496
フィンランド	1,594	1,578
イギリス	1,658	1,611
カナダ	1,734	1,704
ニュージーランド	1,748	1,746
アメリカ	1,799	1,797
日本	1,808	1,747
韓国	2,090	※2111

※左の表は、一人当たりの年間総実労働時間の比較で

力を持つ労働者としていますが、大企業からは対象を上げる要望が上がっています。(成果が上がらなければ、いくら働いても、残業代はゼロであり、今以上の長時間残業、過労死になりかねません)